**令和元年度第３回大阪府教育行政評価審議会**

１　日時　　令和元年７月30日（火）15:00～17:30

２　場所　　大阪府庁別館６階　委員会議室

３　出席委員　　岡田会長、丹羽副会長、奥村委員、興梠委員、田中委員

４　議事概要

（１）審議

ア　基本方針２について

○　資料１「基本方針２≪公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます≫」により、事務局から

説明。

○　質疑応答

（委員）

私の方からは、3点質問したい。

まず１つ目、グローバル人材育成に関わる取組みについて、ご報告いただいたように、生徒も教員も英語力が高まってきており、グローバルリーダーズハイスクールの活躍も目覚ましいものがある。資料16ページ具体的取組25「 グローバルリーダーズハイスクール（進学指導特色校）の充実」に、グローバルリーダーズハイスクールから、スーパーグローバル大学指定校およびグローバルサイエンスキャンパス採択校への進学者数が目標値に達していないと評価されている。しかし進路実績そのものよりも、生徒への充実したキャリア教育や、希望進路を実現できる基本的な学力育成こそ重要ではないか。これは他の府立高校等でも同じことだと思うが、その点についてどのようにとらえているか教えてほしい。

２点目は資料21ページ具体的取組36「中途退学防止・不登校減少の取組み」について、府立高校における不登校児童生徒数が全国平均よりも高くなっているという報告であったが、その原因をどのように分析して、他にどういった支援をしているか教えてもらいたい。支援に関しては様々な手法があると思うが、例えばキャリア教育等も重要である。府立高校に入る前の、中学校と連携したキャリア教育等を進めているかなども含めて教えてほしい。

３点目、資料28ページ具体的取組48「調査書評定の公平性の担保」について、昨年度の審議会でも、評価論の世界ではハイステイクスなテストが様々な問題を引き起こしかねないことをお話したが、昨年度に中学３年生がチャレンジテストを受験する際に台風が到来しており、生徒によっては家が停電しているという、大変な状態の中で試験を受けた、また学校によっては試験日程が変わったというようなことが報道されていた。生徒の進路に関わる大事な試験なので、そういった状態で実施された場合に、本当に公平と言えるのかが心配になった。この点について考えを聞かせていただきたい。

（事務局）

まず１つ目のグローバルリーダーズハイスクールの大学等への進学者数に関わる件についてだが、この事業の成果、効果を示す一つの指標として現役での国公立大学への進学者数、スーパーグローバル大学等への進学者数を目標値として設定している。しかし委員がご指摘の通り、進学実績だけでなく、本来は高い志をもつことや、課題研究活動、探究的な学びに取り組むことも非常に大事な実践だと考えるべきだと思う。GLH10校においては、職場研究室への訪問や、授業力向上に向けた研修に組織的に取り組むなど、その充実に取り組んでいる。

続いて２つ目の、中退不登校防止に関わる部分については、まず平成29年度の大阪府の全日制課程における不登校要因は、調査によると、「無気力の傾向」が45.6％と最も高くなっている。全国平均値が34.6％なのに対して大阪では非常にこれが高い。次に、「遊び・非行」の傾向が17.8％と続くが、これも全国平均値が8.5％なのに対して非常に高い数値を示している。また数字には表れてこないが、大阪には例えば虐待であったり、貧困であったり、そういう家庭環境の厳しい生徒が一定数いる。こういったことも背景にあると考えている。

このような状況に対して、教育庁としては、まず不登校中退の未然防止のために「中学校との連携」、「人間関係作り」、「基礎学力の充実」という３つの観点を示し、これに基づいて各校で教育活動を推進しているところである。

虐待や貧困などの厳しい家庭環境の生徒については、福祉機関等へ繋ぐといった支援が必要となるため、平成30年度の実績でスクールソーシャルワーカーを府立高校26校に配置したところである。

さらに府立高校14校に学校内にいわゆる居場所というものを設置した。教員とは違う立場のＮＰＯ等の支援員が生徒の話を聞く、そういう場を設け、生徒が不登校の状況に陥ったり、学習意欲を喪失したりする前に早期に課題を発見し、支援員と学校の教職員が連携しながら未然防止に取り組んでいる。

それに関係して中学校との連携についてお尋ねいただいたが、もちろんこれまでも府立高校に対しては、様々な部分で積極的に中学校と連携するように指示をしてきた。取組みの１つとして、入学時に高校の教員が中学校へ出向いて、生徒の情報の聞き取りを行っている学校は非常に多い。また、府立高校全ての新入生、保護者には、入学時に「高校生活支援カード」の記入をしてもらっている。このカードに、生徒が不安に感じていること、あるいは自分が最も得意と感じる力、将来就きたい仕事、そういったことを記入してもらい、入学後のキャリア支援などに活用している。

３つ目のチャレンジテストについては、各中学校の調査書の評定が適正かを確認するためにも用いる目的で実施している。昨年度の中学３年生のチャレンジテストについては、ご指摘のように、いろいろと災害が重なる中、不安な思いを持ちながら受験した生徒がいたことは、事実であると認識している。子どもたちの状況が様々であったことから、事前にいくつかの市町村教育委員会から状況を聞き取った上で、無理のない実施をお願いした。また制度の中で、当日のチャレンジテストで十分な力が発揮できない場合、これは昨年のようなアクシデントの有無に関わらず、各中学校がつける評定平均の範囲、±0.3の幅の中で個別の状況にも対応できるようになっている。加えて、様々な状況がそれぞれの中学校で発生することを前提として、この評定についてはあらかじめ、市町村教育委員会と教育庁とで協議をするという制度も設けている。例えば特別なことが起こった際など、この協議の中でも調整する。そういう制度上の担保は設けている。したがって、昨年度の実施ではいろいろとご迷惑をおかけしたところはあったが、入学者選抜の公平性については、十分に担保ができているものと考えている。

（委員）

1点目は資料6ページ具体的取組20「キャリア教育の充実」について、公立・私立高校卒業者の就職率が95.2％ということで、なかなか上がっていないところが気になる。世の中では人手不足と言われながら、なぜ就職率が上がらないのか。就職先とのマッチングの問題なのか、それとも生徒の意識の問題なのか。また、高校を卒業してすぐの初任給は非常に低いはずであり、初年度の、給料低い状態からステップアップしていくとか、何か意識していかないといけないと思う。これもキャリア教育の中でしっかりと指導していただけたらと思う。

２点目は、中退防止については、中退防止コーディネーターが十分配置されるようになっており、評価できる。ただ、難しいとは思うが、中退をしてしまう子どもたちに対するフォローはどのようにしているのかが気になる。退学してしまうと、あとは指導できないのか、それとも退学する前に何らかの形でフォローした後で送り出しているのか。

３点目は、高校における障がいによる配慮を必要とする生徒について、大学のセンター試験等と同様に、高校入試でも配慮申請ができるようになっている。ただ、高校の先生がセンター試験等の配慮申請にいて知らないと、生徒個人で配慮申請してもなかなか通らないとことがある。特に高校の定期考査でも、配慮申請がされているのか、また個別の教育支援計画に配慮内容が書かれているのかなどが求められることを知っている高校の子どもは得するけれども、知らない高校で学ぶ生徒は損をするという形になってしまっていないか。個別の教育支援計画の作成とともに、高校の教員には障がいのある子どもの配慮申請等について説明してもらいたい。

４点目は、資料19ページ具体的取組31「エンパワメントスクールの充実」について、生徒たちの多様化が進む中での、このエンパワメントスクールの取組みはとても有意義だと思う。課題は多様な子どもたちが、世の中で自己肯定感を持って生きていけるようになるのかということ。自分が頑張れるとか、自分が困難に立ち向かえるとか、そのような自己効力感とか自己肯定感を高めさせるような取組みとしてエンパワメントスクールでどのようなことがされているのか、教えていただきたい。

（事務局）

まず１点目の、就職率が全国水準に届きそうでなかなかそうならないという点について。一部推測を含む話になるが、全国の状況を見ると、神奈川や東京など、大都市圏は共通して就職内定率が低いというようなことが数字上は現れている。これは例えば大都市では、アルバイトであってもひとまずはそれで生計を立てることができてしまうという状況によるものではないかと考えられる。大阪も大都市圏なので、アルバイトの方に流れている、そういう状況があるのかなと感じている。ただ当然長い目で見れば、アルバイトだけでは生計を立てることは困難であることから、高校が社会に出る最後の段階だとすれば、高校生のうちに様々な人とコミュニケーションを取る力や、困難に当たっても自分で解決する力をつけておくことは何より大事だと考えている。

また、ご指摘のとおり、高卒すぐの給料が、アルバイト等と比べると少なく見えることも関係しているかもしれない。高校で指導を受ける際、求人票を見たときに、手取りの額面だけを見て判断し、その就職先を敬遠したり、今のアルバイトの方いいと思ったり、そういう考えを持つ生徒もいるのかもしれない。進路指導の中で、求人票を見るときには業務内容であったり、企業の離職者数であったり、福利厚生であったり、様々な観点で見て判断できる力をつけていくのが重要なのではないかと考えている。

２点目の、中退防止に関わる話で、中途退学していく生徒のフォローについては、様々な事情でやむを得ず高校を中退していく生徒に対し、個別の生徒の状況に応じて、例えば転学の相談や、高校卒業程度認定試験の受験を促すといったこともしている。また、退学する生徒に対する相談の中で、スクールソーシャルワーカーが学校と連携をして福祉機関につないだり、就労希望する生徒に対しては個別にハローワークにつないだりといった、具体的な対応をしている。今後もやむを得ず中退していく生徒に対しては、福祉や労働分野で実施している、例えば若者向けの相談窓口を紹介するなどして、高校を中退することで社会との関わりが途切れるというようなことがないように、さらなる支援に努めていきたいと考えている。

続いて、障がいのある生徒に関わる、特に入試制度については、各校には必ず支援教育コーディネーターという役割の教員がおり、そういった教員を対象とした研修を例年実施している。この研修の中で、校内体制の構築方法や、個別の教育支援計画の作成の重要性などを伝えている。さらに、障害者差別解消法の施行を受けて、この法律に関する教員向けの研修用の資料も作成をしている。この資料の中では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体的な事例、さらには合理的配慮の検討に当たって留意することなどを記載しており、全ての学校で障がいのある生徒の受け入れがスムーズに進むよう、取組みを進めているところである。

（事務局）

最後の、エンパワメントスクールに関する質問については、エンパワメントスクールでは自己肯定感を高める取組みを全ての学校で行っている。エンパワメントタイムというものを設け、自己肯定感を高める取組み、あるいは、将来のキャリアに繋がるような取組みを行っている。例えば自己肯定感等を高めるため、自分の良いところを発見するようなテーマの授業を設け、自分自身を見つめる力をつけたり、良いところを見つける、あるいはその部分を伸ばしたりといったような取組みをしている。

また、やはり授業というのが学校の基本にあるため、授業の中ではわかる喜び、これを感じることによって自己肯定感を高められる、あるいは行事に参加することで、自らの参加意欲を高めるといった取組みを進めている。自分たちが周りの人たちから認められている、頼りにされていると、そういう気持ちを持つことも大切だと考えている。その機会として、例えば地域の行事に参加して、感謝の言葉をかけられて、有用感を感じたり、学校の行事そのものを地域に開放してたくさんの地域の人に来ていただいたりすることで、自分たちがいろいろな人に支えられていることや、いろんな人たちから盛り立ててもらっていることを実感する。そういう取組みをすることによって、自己肯定感を育む取組みを進めている。

（委員）

高校の授業料等に係る支援に関して、公私を問わず自由に学校選択できる機会の提供のための授業料の無償化については、子どもにとって私立高校に入学しやすい環境が整い、ありがたいと思っている。その一方で、そのことが原因とは言い切れないが、定員割れの問題等で、府立高校を再編せざるを得ないという状況がある。少子化の影響はあると思うが、府立高校と私立高校のバランスについて配慮していただきたい。

また、調査書評定の公平性の担保について、28ページの具体的取組46の実施内容には、「すべての中学校で作成された調査書評定が、府内統一ルールで定める範囲に収まっていることを確認した。」とある。一方、32ページの基本的方向④の自己評価では、「94.4％の中学校において、評定を変更することなく、府内統一ルールで定める範囲に収まっていることを確認した。」とある。これは違うものを指しているのか。

次に、32ページ下の同じく基本的方向④の自己評価について、「平成30年度入学者選抜より、インフルエンザ等罹患者に対し、これまでの別室受験に加えて、追学力検査を実施した。」とあるが、受験生またその親にとっても、こういった取組みはありがたいと思う。

（事務局）

調査書評定については、府が示す府内統一ルールに基づいて各中学校がすべての生徒の評定を行うこととなっているが、学校が当初行った評定が±0.3という幅の中に収まっており、修正作業の必要がなかった学校が94.4％、一方で、自己評価では、その幅に収めるための修正作業を経た結果、全中学校がその幅の中に収まっているということを述べている。

（事務局）

府立高校の再編整備については、委員から意見があったとおり、子どもの数が減っている中、一定の学校規模を確保した上で教育内容の充実を図るという点では、一定、やむを得ないところがある。ただ、就学機会の確保、これをあくまで大前提として、再編整備を進めているところ。

（会長）【審議のまとめ】

まず、グローバルリーダーズハイスクールの取組みが、国公立大学やスーパーグローバル大学指定校等への進学者数や進学率にとらわれているのではないかという指摘があった。生徒や教員が英語力を高めているということに対して評価がされた上での質問であったが、これについては、進学率は一つの指標であり、高い志や探究的な学びといった、グローバルリーダーズハイスクールが設定する様々な目標の一つにすぎず、生徒たちが意欲を持って学べる学校作りに取り組んでいるということであった。

中退・不登校の生徒数の減少に向けては、原因分析や中学校と連携したキャリア教育の必要性があるのではないかという指摘があった。これについては、中退や不登校となっている原因である、生徒の無気力の傾向や遊び・非行の傾向が全国に比べると高いという分析結果を示していただき、中学校との連携や、基礎学力の充実、人間関係作りということに、スクールソーシャルワーカーの配置を含め総合的に取り組んでいるということであった。この指摘の趣旨としては、中学校と接続するときの連携のみならず、キャリア教育ということでのより深い連携が必要ではないかというご指摘であった思う。

調整書評定について、チャレンジテストの結果を活用することについては、テストの日に台風等様々なアクシデントが発生することも想定される中、制度上評定への反映に幅を持たせ、あるいは評定について協議をするなど、公平性を担保するような制度設計を行っているという答えであった。

また、人手不足が叫ばれる中、就職率が低いのはなぜかという質問があった。大都市圏では同じような傾向があるということであったが、キャリア教育の充実や、求人票の見方等の企業を判断する視点の育成、自分が働くということについての総合的な指導について、今後取り組んでいきたいという答えであった。

中退防止については、委員からは中退防止コーディネーターの配置についての評価がされたと思う。その上で、中退を余儀なくされる生徒へのフォローはどのようになされているのかという質問があった。それに対しては、それぞれの生徒の状況に応じ、中退前も中退後もフォローに当たっているということであった。

そして、障がいのある生徒への入試での配慮申請について、担当する教員や学校が知っているか知らないかによって、差が出ているのではないかという指摘があった。これについては、支援教育コーディネーターを対象とした研修等において、校内体制作りや個別の指導計画の構築について周知しているということであった。

さらに、エンパワメントスクールについての取組みを評価した上で、自己肯定感を高める取組みが必要ではないかという指摘があったが、エンパワメントタイムを中心として、どの学校でも自己肯定感を高める取組みをしているというお答えがあった。

そして、授業料無償化は大変ありがたいという評価もあった。それに関連し、府立高校の再編についての質問があったが、再編整備に当たっては、就学機会を確保するという観点で取り組んでいるという答えであった。

イ　基本方針６について

○　資料２「基本方針６≪教員の力とやる気を高めます≫」により、事務局から説明。

○　質疑応答

（委員）

2点質問がある。

１点目は、具体的取組107「ミドルリーダー育成に向けた校内研修支援」における「組織づくり研修受講者の肯定的評価」について、進捗状況が「×」であることから少し目立つが、個人的には85％はずいぶん高いのではないかと考える。一方、目標に届いていないという評価になっていることから、一層改善していくための考えがあれば、例えば組織作り研修の目的をどのように周知しているかなどを踏まえて教えていただきたい。

2点目は具体的取組110「評価・育成システムの実施」について、がんばった先生方が報われるという理念はわかる。一方、教員評価を行う際に、生徒による授業アンケートが活用されており、確かに生徒の考えを聞くことは大切だと考えるが、どうしても生徒の声となれば、指導力以外で先生の好き嫌いや気分等によって、結果が変わることも考えられる。もし、先生方が生徒の評価を気にすることで必要な指導ができなくなるというようなことなどがあれば、本末転倒ではないかなと思う。また生徒の声以外にも、管理職による授業観察も教員評価に反映されることで、先生方が管理職に相談するのを躊躇する方向に働くことが心配である。本来、授業力に不安な先生がいた場合は、その先生だけが抱え込むのではなく、学校全体で協働的に改善していくべきと考える。昨年も伺ったが、この点について改めてお考えを教えてほしい。

（事務局）

前半の話について、答えさせていただく。

組織づくり研修では、論理的思考力であるロジカルシンキング、チームとして学校運営を行うチームビルディング、人材育成を行うためのメンタリングといった、いわゆる組織づくり手法について学ぶ法定研修を、採用されてから5年目～10年目の期間で、全校種全員が受けるということになっている。ホームページに実施要項やシラバス等も挙げており、ほとんどの学校で、必ず毎年誰かが受けているという状況である。

アンケートによる評価が85％であれば高評価であると評価いただいたが、職務研修として実施していることもあり、教育センターとしては90％以上の肯定評価をめざしたい。また、アンケート項目のなかには、例えば「ニーズに合致していたか」、「内容は理解できたか」、「中身は充実していたか」、「自分たちで活用しようと思ったか」という項目があるが、これらの項目については、校種によって少しばらつきがあるものの90％を超えているところもある。ただ、「研修で得たことを職場で報告したり広めたりしたいと思うか」という、要は学校づくりに向けてアピールをしていくことや広めていくことができるかという項目については、どの校種においても非常に評価が低くなることから、自信を持たせきれてないのかなと思っている。今後は学校現場で活用でき、かつ受講者が校内で伝えやすく学校組織の中に取り入れやすいよう、研修内容の工夫およびブラッシュアップを図っていきたい。また、受講者が各校において講習の内容を広めることができる機会を作っていただけるよう、管理職を中心に周知してまいりたい。

（事務局）

2点目の教員評価について、評価・育成システムの運営の観点からお答えする。授業アンケートについては、生徒の授業の受けとめを把握することで、魅力的な授業やわかる授業になっているかを判断し、授業改善の取組みを効果的に行うとともに、より客観性を確保した評価を行う上で貴重な資料と認識している。一方、授業アンケートについては、教員に対する学識経験者等の専門的な見地による評価ではないことや、教科の特性や教員に対する好き嫌いの感情等、様々な要因からの影響も否定できないということは事実である。そのため、評価・育成システムでは、授業に関する評価を行うにあたって、評価者は授業アンケートの結果を十分に踏まえた上で、授業観察や年間を通じた授業改善の取組み状況の把握を通じて、専門的な見地から評価を行うこととしている。

また、校長先生等の評価者については、教職員との面談等を通じ、教職員の具体的な職務の内容や仕事上の課題について理解を深め、授業に関する指導助言などを行うことで、目標達成に向けた、教職員の意欲的な取組みを促している。このような面談等において育成・評価者が果たす役割については毎年度研修を実施するなど、本システムの適切な運営に努めてまいりたい。

（事務局）

今の点について補足的に説明する。今の委員のご指摘の中に本来授業力に不安な教員がいた場合、学校全体として協働的に改善していくべきとご指摘があったが、委員のおっしゃる通りである。そのため、校内での研究授業を通して、指導方法について教員間での議論や、お互いに助言をするなど、学校全体で切磋琢磨することで授業改善が進むことが重要であると考えている。そのような授業改善が組織的に行えるよう、府教育庁においては、授業評価ガイドラインという冊子を作成し、教科会議や校内研修等で授業の改善・工夫について話し合いをすることや、研究授業等による組織的な授業改善への取組みを進めるための具体的な流れなどを示しているところである。このガイドラインの活用についても、より一層各学校で周知されるように努めてまいりたい。

（委員）

首席・指導主事への若手教員の任用について、小・中学校は「△」、府立学校は「○」となっている。30代の若手の教員が、首席や指導主事に登用される選考を受験することは、現場で子どもを指導するために教員になった方にとっては、少しハードルが高いという声を聞いている。そのような現状、また首席や指導主事の選考の受験を若手に進める上で、どのような工夫を行っているのかについてお伺いしたい。

（事務局）

まず若手の登用について、これまでも30代の任用を進めてきた。これは教員の年齢構成が歪で40代、50代が少ないことを前提に、若手の任用を積極的にすすめている。30年度の状況では、首席の任用については171名、全体の29.2％、指導主事の任用については112名、全体の23.3％を占めている。いずれも計画当初の24年度と比較すると、倍以上の数値になっている。

まず、この方々をどう評価しているかであるが、首席については、リーダーシップを発揮して同僚からの信頼も厚く、管理職と教員を繋ぐ役割を担っている。また、授業への指導助言等によって、初任者や若い教員の指導力向上に寄与している。また、本来ゼロであるべきだが、セクハラ等の相談窓口を女性の首席が担うことで、気軽に相談できる環境を作り上げられているといったことがある。また、指導主事についても若手の指導主事が活躍する姿が若い教員の刺激に繋がっている。

このような前向きでいい事例を、市町村教委や各現場の校長が若手の教員に伝えることで、積極的な受験を促しているところである。

私たちとしても、管理職の前段階として位置づけているため、教頭業務を一部担うこと、指導主事として学校に対する指導助言を行うこと、また行政経験など通じて次期管理職としての資質向上にもつながっていると考えている。教諭からそのまま教頭ということもあるが、ミドルステップとして首席や指導主事の経験は大きいと考えている。

このようなことも踏まえ、今後も若手教員の積極的な登用を市町村へ働きかけていきたい。

（委員）

学級経営や授業づくりで力を発揮してきた方に対して、学校経営等も魅力のある仕事であるという発信をお願いしたい。

（委員）

いくつかの小学校を見学した際に気になったが、最近、板書を間違える若手の先生が非常に多い。基礎的な学力が身についていないような気がする。基礎的な部分を間違えていれば、保護者の方々も気にされるだろうと思う。基礎学力が身についていない先生方も含めて、学び続けることや教員間で切磋琢磨をし合うようなことをしていただけたらありがたいと思う。（他府県の大学であるが、非常勤で指導している学生の中には、基礎学力が低いため最初から臨時講師を数年間行い教員採用試験の一般教養等の免除を計画的に考えている人がいる。板書を間違えている若手の教員が教諭なのか講師なのかは分からないので教員採用時の課題とは思っていないが、講師であっても教諭と同様に校内での研修や校外での研修に参加し、自己研鑽できる機会について考慮して欲しい。）質問というより、最近いくつか気になる場面に遭遇することが多かったため、意見した。

（委員）

ミドルリーダーの育成に向けた取組みについて、30代で指導主事等に登用される場合、学校に対する指導という観点から見た際、必ずしも増員されることが目標となるのかと感じる部分もある。

30代で力がある先生たちを適材適所ということで配置するとすれば、必ずしも増員したということが実績ということにならないのではないか。学校を指導するという役割を考えた場合、年齢の高い教頭や校長がいる中で、若い指導主事等であればなあなあになるような可能性もあり、そのような観点についても配慮する必要があると思う。

一方、若い人への支援として、中堅と言われるところを充実させることも大きな課題である。そのような観点からもリーディング・ティーチャー養成研修やミドルリーダー育成に向けた校内研修等の受講経験等がある方を中心に指導主事等に登用することも考えるべきと思う。30代の指導主事等を増員することに焦らなくても構わないのではと考える。

次に、指導が不適切な教員について、チームアプローチでフォローできるところはしっかりとフォローすることも重要であるが、指導が不適切であるとされる先生は厳しい状況にあるということも事実である。

その中で、厳正に対処するというところも重要であることから、評価の指標をしっかりと持っていくことが大事である。前の審議会でも指摘したが、学校運営協議会等の外部の目で見ることや校長等による面談など、複数の指標で見ても客観的に厳しいと判断されるときは厳正に対処することも必要かと思う。子どもにとって最善の形を大事にしていただきたい。その先生をフォローすることも大事だが、もう一方で子どものための最善という両方の観点を大事にしていただけたらと思う。

（委員）

評価・育成に関連して、保護者も好き嫌い等で評価する懸念があるため、留意いただきたい。

人事異動の件について、キャリア形成、能力の向上のために他市への人事異動は4年目から6年目とあるが、どういった基準で人事異動を行っているのか。

（事務局）

新任の時は原則４年から６年の間で異動を行っている。市町村を越える人事異動については、他の市町村で行われている新たな教育の進め方等を学んでいただいたうえで、元の市町村に戻っていただき、取組み等を広げてもらうというようなこともある。

考え方としては、学校毎に過員・欠員となることを防ぐこと、年齢構成、性別のバランスなどを考慮し、最適な人事配置となるよう対応している。個々の学校の事情だけではうまくいかないこともあるため、校長と市町村教委が相談しながら進めている。

（会長）【審議のまとめ】

奥村委員からは2点質問があった。組織づくり研修受講者の肯定的評価について、研修の中身については、ミドルリーダー育成や学校づくりに繋がるような内容となるよう精査をしており、今後、より学校づくり等が意識できるような研修となるようにブラッシュアップしたいというお答えであった。

評価・育成システムにおける授業アンケート等についての取り扱いであるが、子どもや保護者によるアンケートがそのまま評価に結び付くのではなく、管理職が専門的な見地や、教員を育てるという見地から、最終的に評価しているということであった。

また、管理職が評価者であることで、授業力に自信がない教員は相談しにくいのではとの意見があったが、授業づくりに向けた校内研修体制や授業評価ガイドラインなども作られているということであった。評価・育成システムの目的としては、評価の観点のみならず、教員を評価し、また育てるシステムであるというお答えであった。

　次に、若手の登用ということについて、首席や指導主事の現状や登用への工夫について質問があり、次期管理職として、積極的に登用していくとのお答えがあった。一方、リーディング・ティーチャー養成研修など様々な経験のなかで学校運営等について学んでいただいた上で登用すべきではないかという意見もあった。ただし、40代の教員が少ない現状などを踏まえれば、少ない40代をカバーする意味でも、積極的に30代を登用されることは力強いことだと思う。

教員が基礎的な力を身につける必要があるため、学び続ける姿勢や教員間で切磋琢磨できる職場の雰囲気が必要であり、そのような学校づくりを支援していただきたいとの意見もあった。

教員を評価する上で、学校運営協議会や校長の面談等、複数のチャンネルで評価をした上で、子どもの利益を守るために、指導力不足の教員に対しては厳正な対応が必要であるという意見であった。

アンケートを活用した評価については、保護者も好き嫌い等で評価する懸念があるとの指摘であったが、保護者アンケートの結果も含め、管理職が専門的な見地から判断をするシステムであるという説明があった。また、人事異動については、それぞれの事情等を鑑みながら、初任者であれば4年から6年の中で異動する等のルールに基づき、全体最適を考えたうえで運営を行っているということであった。

ウ　基本方針10について

○　資料３「基本方針10≪私立学校の振興を図ります≫」により、事務局から説明。

○　質疑応答

（委員）

基本的方向④具体的取組149「専修学校の職業教育による職業人の育成」に関して、専修学校生の関係分野の就職率が全国と比べてあまり高くないと報告があり、これについては分野によって相当程度違いがあるという話だったが、これは先ほどの話にもあったように、例えば府立高校等で正社員を希望している生徒が少なくなっているといったようなことと関わりなどはあるのか。個々の就職率の伸び悩みについての原因や今後の支援等について具体的に教えてほしい。

2点目、「私立学校の耐震化の促進」について、私立学校なので難しさもあるとは思うが、今後も継続して耐震化を促していただきたい。耐震化と関連して、私立学校の例えばブロック塀や校舎の外壁の落下防止、また体育館の吊り天井等についても、状況等が分かっていれば、対応も含めて教えてほしい。

（事務局）

１点目、専修学校の関係分野就職率があまり高くないことについては、全国と比較し、都市圏ということもあるのかもしれないが、文化教養分野の構成比が大阪は高く、文化教養分野の関係分野の就職率が低迷していることが、全体の専修学校の関係分野の就職率を下げている要因の一つにもなっていると考えている。専修学校の分野は8分野あるが、医療分野や工業分野、あるいは教育福祉分野などについては、関係分野の就職率が高いところもあるが、どうしてもボリュームゾーンになっている文化教養分野の関係分野の就職率の低さで平均が押し下げられてしまっている面があると思っている。現在の取組みとしては、補助事業として、専門課程の質の保障や向上を目的として、専門学校が企業や業界団体等と連携して取り組んでいる職業教育を支援する形で、産学連携や、実業界が望む人材の育成を支援している。今後については、各学校において、より関連分野への就職を意識した取組みが行われるような補助対象の見直しなど政策誘導のような形での検討も必要と考えているが、学校のニーズや専修学校の生徒の正社員への意欲や動向は聞き取れていないので、現場の意見なども聞きながら、関連分野への就職率が高まる支援策がないか考えていきたい。

２点目、耐震化に関して、ブロック塀については、昨年の大阪北部地震発生後、緊急点検を行った。昨年8月下旬時点になるが、私学課で所管をしている787学校にブロック塀の安全点検を依頼し、「不適合がある」と回答した学校が117校あり、不適合箇所は411ヶ所という結果が出た。これについて、現在、どこまで改善されているかは把握していないが、個別に学校の教員の話を聞く機会に伺うと、特に幼稚園といった子どもが小さいところでは、費用の問題もあるが、早急にできるだけ何とかしようとしているということで、順次学校の判断で改善しているということは聞いているので、率は把握していないが、意識は持ってもらっていると思う。併せて、ブロック塀については、国の補助金も使えるので、そういった情報も各学校に提供し、できるだけ早く安全を確保してもらえるように進めているところ。

体育館の吊り天井については、昨年4月1日現在で文科省が取りまとめて発表している数値では、幼稚園・幼保連携型認定こども園、小中高校合わせて、吊り天井の対策を実施している学校は74.8％となっている。約75％なので、まだ対策が十分できていない学校もあるが、府としては、全体の耐震化を進めるという方針のもと、耐震化が進んでいない学校は個別にヒアリングをし、働きかけをしているところ。国の補助事業も含めて、府の耐震化の補助も使っていただけるよう情報提供しながら、各学校にも生徒の安全確保を第一に考えていただくということも含めて理解を促していきたい。意識を持っている学校も多いとは思うが、経営状況を見極めながらの判断ということもあるので、完全に建替えるのか、あるいは耐震工事をするのか、あるいは比較的大規模な学校においては教育活動を耐震化できている校舎に集約すれば安全が確保できるのではないか、といったアイデアも含めて働きかけをしているところ。

（委員）

私立学校で難しさもあると思うが、丁寧に対応してくれており、感謝する。校舎の外壁のことについても教えてほしい。

（事務局）

校舎の外壁に特化した形では把握していない。耐震補強の様々な工事の中で、補助金の対象となるものもあるのでは。そうしたものについては補助金の活用についても案内している。

（委員）

多様な保育ニーズへの対応が求められていると思うが、私立幼稚園の認定こども園への移行状況について、教えてほしい。また、意見としては、私立高校生に対する授業料無償化制度は、家庭の経済状況に関わらず学校選択できるということで、意味のある制度だと思うが、多額の予算を投じており、効果検証や今後の制度検討をしっかり行ってほしい。

（事務局）

私立の幼稚園から認定こども園に移行した園数は、今年4月までで168園。全体の4割がこども園に移行したということで、保育の必要な子どもを受け入れていただいている状況かと思っている。

（委員）

私立小中学校の振興について、年収400万円未満の世帯に対しての補助について、小・中学校は義務教育なので、あえて私立学校に通わせているところに対して補助する必要があるのか。

また、高校無償化に関しては、授業料無償化制度の恩恵を受けているにもかかわらず、学校と連携できてない保護者が多いと感じる。ただでさえ、高校になると地域性も希薄になるので、もう少し保護者が学校と関われるような観点も持っていいただきたいと思う。また、学校も無償化によって生徒数が増加しているにもかかわらず、耐震化率が低いと思う。災害はいつ起こるかわからないので、一刻も早く改善されるよう学校へ働きかけをしていただきたい。

（事務局）

小・中学校の比較的低所得者世帯への補助については、現在実証事業として国費で国が実施をしており、府も実施をしているもの。委員ご指摘のとおり、小・中学校については義務教育なので、通常は校区内の学校へ通うことになるが、多数ではないかもしれないが、様々な事情により、どうしても地元の学校に通いにくい状況となり、学校と保護者の話合いの中で、受入れるようなケースもあるため、そういった場合も含めて、少し経済的に課題があるような家庭の子どもも実態としてはいるということも聞いている。

国の実証事業として実施しているので、ボリューム感もみながら、国の政策として、今後検討されると考えている。

無償化に関しての学校と保護者との関係については、学校現場の教員の話も聞きながら、学校と保護者が良い環境を築いていただけるよう学校にも話をしていきたい。

耐震化についても、ご指摘どおりだと思う。子どもの安全をきちんと確保できるよう強く働きかけていきたい。

（会長）【審議のまとめ】

専修学校の関係分野への就職率の低さについては、府では文化教養分野の割合が多く、当該分野の就職率の低さが主な要因であり、それぞれの学校でどのような支援策が良いのか検討してきたいとの回答があった。

また、私立学校の耐震化に関して、ブロック塀や吊り天井の状況については、私立学校といえども、耐震化を進め、できるだけ安全に子どもが学ぶ環境を確保すべきという指摘があった。

認定こども園への移行状況については、子育ての環境はどんどん変わっていく中で、就学前はどう対応しているのかという問題意識で質問があったが、現在約4割の幼稚園がこども園へ移行しているということであった。

授業料無償化制度については、効果検証並びに今後の制度検討の要望があった。

私立小・中学校に通う400万円未満の家庭に年10万円の補助を実施していることについて、補助の必要があるのかという質問があったが、それぞれの子ども事情を鑑みて、国制度を活用し実施しているということであった。

高校の無償化については、保護者としては大変ありがたいと評価があった上で、無償化制度の恩恵を受けて入学している状況を踏まえると、学校と保護者の連携強化に向け、保護者がより学校に協力していくべきではないかという意見があった。

また、学校側としても、無償化制度の恩恵を受けて生徒数が増えている状況をふまえると、耐震化を推し進めるべきという指摘があった。

（３）閉会

　○次回審議会は、８月９日（金）10時からである旨を事務局から説明した。